

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

資料3-1

<平成27年12月22日 地方分権改革推進本部決定案>

1. 基本的考え方

- 地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤。地方創生における極めて重要なテーマ
- 地方からの提案を受けて、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進

2. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成28年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告

3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施

4. 主な見直し事項(提案募集方式ならでの成果)

1. 地方創生、人口減少対策に資するもの

- ・空き家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化
- ・病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化
- ・緑地面積率条例制定権限の町村への移譲
- ・都市公園における運動施設の敷地面積に係る基準の弾力化
- ・地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の対象に学校法人を追加

2. これまでの懸案が実現に至ったもの

- ・新たな雇用対策の仕組み～ハローワークの地方移管～
- ・診療所に係る病床設置許可権限等の指定都市への移譲
- ・水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の同意廃止

3. 地域の具体的事例に基づくもの

- ・小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に係る水需要予測の簡素化
- ・施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和
- ・災害時における放置車両の移動等に係る措置の拡大

4. 委員会勧告方式が対象としていなかったもの

- ・公営住宅の一部入居者(認知症患者等)に対する収入申告方法の拡大

平成27年度の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果（主なもの）

1 地方創生、人口減少対策に資するもの

提案主体 (関係府省)	実現内容	提案実現の効果
福井市、群馬県、福島県、新潟県 (厚生労働省)	空き家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化 (旅館業法) 【通知】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家への短期居住について、旅館業法の適用外となる条件が明確化されることにより、空き家の有効活用とともに地方移住の促進に資する。 ・ 体験学習を伴う教育旅行等における宿泊体験について、旅館業法の適用外となる条件が明確化されることにより、地域の継続的な取組による都市農村交流の促進に資する。
鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市 (内閣府、厚生労働省)	病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化 (子ども・子育て支援法) 【要綱改正】	近接病院等から看護師等が迅速に駆けつけられる場合は必ずしも職員の常駐を要件としないなど、柔軟な運用が可能である旨が明確化されることにより、児童の少ない中山間地域等において効率的かつ安定的に病児保育サービスを提供することが可能となり、子育て環境の整備に資する。
全国町村会、栃木県（経済産業省）	緑地面積率条例制定権限の町村への移譲 (工場立地法) 【法律改正】	町村が独自の判断で工場の緑地面積率等を定めることができるようになることにより、周囲の環境と調和を図りつつ積極的な企業支援を行うことで、企業の誘致等が促進され、地域経済の活性化及び雇用の促進に資する。
岐阜県 (国土交通省)	都市公園における運動施設の敷地面積に係る基準の弾力化 (都市公園法) 【政令改正】	都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計が、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならないと定められている基準を弾力化することにより、地域のニーズに応じた運動施設の整備に資する。
大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、京都府、大阪市 (国土交通省)	地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の対象に学校法人を追加 (地方住宅供給公社法) 【省令改正】	学校法人が、地方住宅供給公社が供給する住宅を学生寮として直接学生に賃貸することができるようになるとともに、学生にとって保証人が不要となることにより、地方大学の活性化や公社賃貸住宅の活用促進に資する。

平成27年度の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果（主なもの）

2 これまでの懸案が実現に至ったもの

提案主体 (関係府省)	実現内容	提案実現の効果
全国知事会等 (厚生労働省)	新たな雇用対策の仕組み～ハローワークの地方移管～ (職業安定法、雇用対策法、雇用保険法)	5頁参照
九州地方知事会、指定都市市長会、神戸市 (厚生労働省)	診療所に係る病床設置許可権限等の指定都市への移譲 (医療法) 【政令改正】	既に指定都市に移譲されている診療所、病院の開設許可等と一体的に管理を行えることにより、指定都市における地域の医療資源の状況把握が可能になり、適切な医療の提供に資する。
兵庫県（環境省）	水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の同意廃止 (水質汚濁防止法) 【法律改正】	都道府県が総量削減計画を策定する際の環境大臣への同意を要する協議について、同意を要しない協議に見直すことにより、協議のみで策定できるようになり、事務手続が軽減され、迅速かつ主体的な計画策定が可能となる。

3 地域の具体的事例に基づくもの

提案主体 (関係府省)	実現内容	提案実現の効果
宇都宮市 (厚生労働省)	小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に係る水需要予測の簡素化 (水道法) 【手引き改訂】	小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出の際に必要な水需要予測について、拡張給水区域の給水人口が100人以下であるなどの一定の要件に適合すれば簡素化を可能とすることにより、小規模集落に対する近隣水道事業者からの円滑な給水を促し、安全・安心な生活環境の効率的かつ持続的な確保に資する。
島根県、中国地方知事会、京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (厚生労働省)	施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和 (予防接種法) 【省令改正等】	児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、施設長等の同意で予防接種を可能とすることにより、施設入所児童等の感染を予防し、感染症の拡大防止に資する。

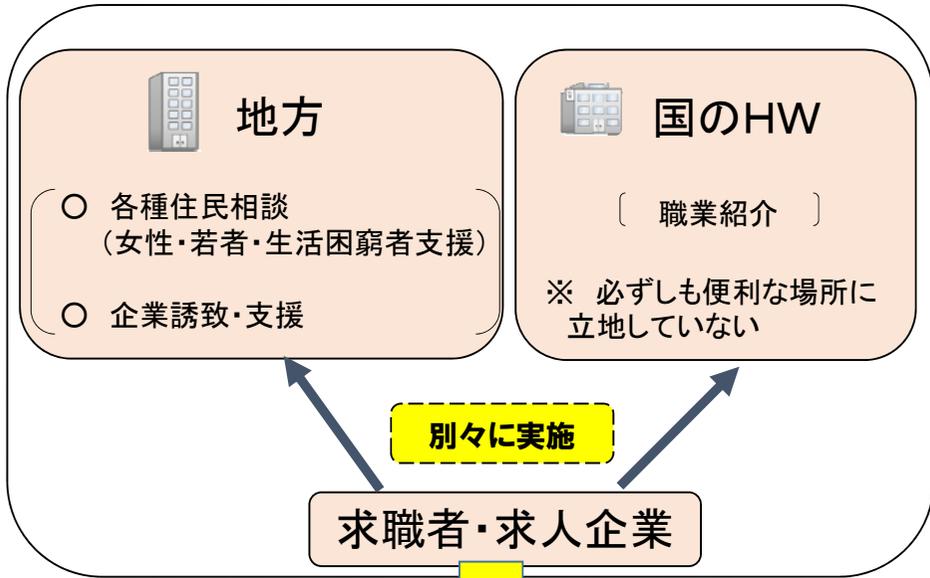
平成27年度の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果（主なもの）

提案主体 (関係府省)	実現内容	提案実現の効果
東京都 (内閣府、国土交通省)	災害時における放置車両の移動等に係る措置の拡大 (災害対策基本法) 【法律改正】	臨港道路の管理者による放置車両等の移動等を可能とすること等により、大規模災害発生時における臨海部の緊急輸送ルートの円滑かつ迅速な確保に資する。

4 委員会勧告方式が対象としていなかったもの

提案主体 (関係府省)	実現内容	提案実現の効果
京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (国土交通省)	公営住宅の一部入居者（認知症患者等）に対する収入申告方法の拡大 (公営住宅法) 【法律改正等】	公営住宅の家賃の決定に係る入居者からの毎年度の収入申告について、認知症患者等に対し職権認定を認めるなどその方法が拡大されることにより、申告漏れによる家賃負担額の増加が回避され、認知症患者等の保護に資する。

現在



事例① 子育てが一段落したAさんの場合

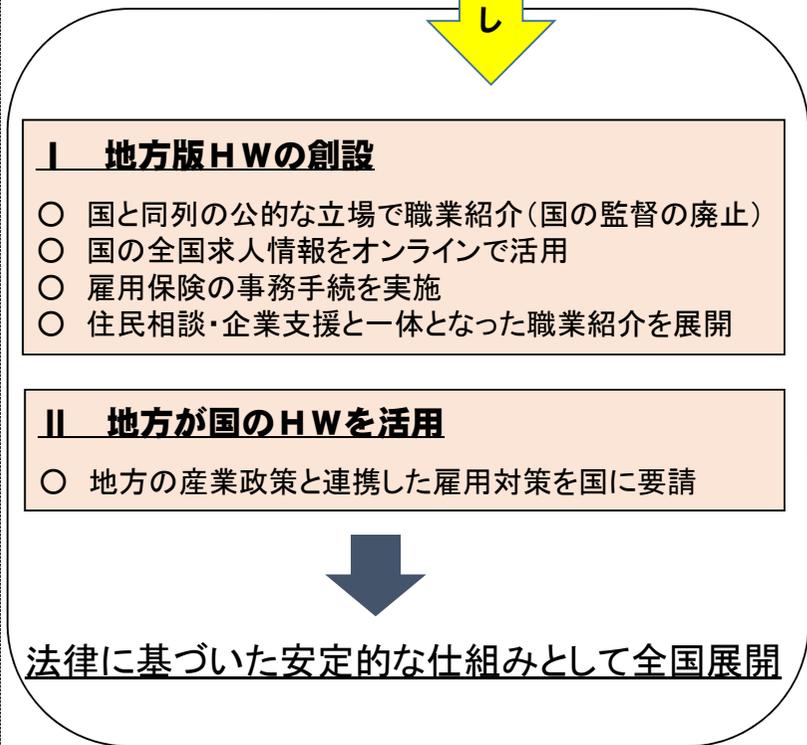
Aさんは、市の女性センターに社会参加を相談する中で、再就職を考えるようになった。
しかし、職業紹介は、遠く離れた国のHWに出向き、改めて再就職の動機から説明する必要。

事例② 県内に工場新設を検討しているB社の場合

B社は、県に財政支援や用地の分譲を相談。
しかし、人材の紹介は、国のHWに相談しなければならず、別々の窓口
に足を運ぶ必要。

見直し

見直し後



事例① 市が女性センターに地方版HWを併設

自宅に近い女性センターで、自分に合った社会参加(再就職)を決められた上に、職業紹介もしてもらい、いい職場に再就職！



身近な場所でワンストップサービスを実現

事例② 県が地方版HWを設置
知事から国に県の産業政策と連動した人材確保を要請

県が財政支援等だけでなく、人材紹介も含め、総合的に支援する体制を整えているので、工場新設を決めた。
県独自の紹介に加えて、国のHWの全国的なネットワークも活用して紹介してもらえた！



産業政策と一体化した雇用政策を展開

利用者の利便性向上

病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化 要綱改正

提案主体：鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市

現在

- 国の補助を受けて病児保育*を実施する場合、**看護師等を利用児童概ね10人につき1名以上配置しなければならない** ※当面症状の急変は認められない

職員を**常時**、配置すべきかが**不明確**

支障



病院・診療所内で看護師等を保育室に常駐させずに病児保育を行う場合、**国の補助対象か否かが明らかでなく、自治体の負担で実施**

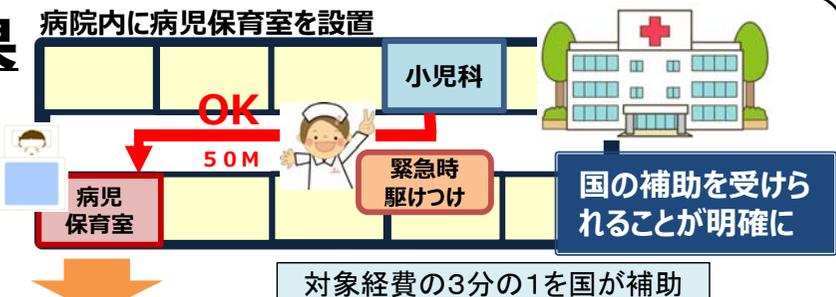
見直し

提案実現後

- **職員を常時、配置しなくてもよい場合を明確化**

看護師等が緊急時に駆けつけられる場合

効果



病児保育が広がる

地方における子育て環境の充実
女性の活躍推進にも資する

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（案）（事項概要 1 / 2）

国から地方公共団体

（1）消費者庁

〔特定商取引に関する法律〕

○複数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応に係る都道府県知事の行政処分等の効力の在り方を検討・結論(28年中)

（2）財務省

〔資源有効利用促進法〕

○法の施行状況に関する調査結果の活用を地方公共団体に周知

〔容器包装リサイクル法〕

○事業者から国への定期報告の情報を分かりやすい形で公表等、指定法人の容器包装の再商品化情報の活用を地方公共団体に周知

〔食品リサイクル法〕

○事業者から国への定期報告に都道府県別の食品廃棄物等の発生量等を追加

（3）文部科学省

〔学校教育法〕

○大学設置認可の審査の際に地方から意見を聴取

〔私立大学等経常費補助金〕

○地域との連携に係る私立大学等改革総合支援事業の採択に当たって、地方から意見を聴取

（4）厚生労働省

〔職業安定法、雇用対策法及び雇用保険法〕

○「地方版ハローワーク」(地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介)を創設

○地方公共団体が国のハローワークを活用する枠組みを創設
○一体的サービスを実施
○国による支援等を拡充

〔食品衛生法〕

○総合衛生管理製造過程の承認等に関する都道府県等との連携強化、都道府県等の行う衛生管理(HACCP)の指導に関する支援を実施

〔医薬品医療機器等法〕

○葛根湯など一部の一般用漢方処方製剤等に係る製造販売の承認権限を都道府県に移譲

〔食鳥検査法〕

○指定検査機関の指定権限等を都道府県、保健所設置市及び特別区に移譲

〔資源有効利用促進法〕(再掲)

〔容器包装リサイクル法〕(再掲)

〔食品リサイクル法〕(再掲)

〔がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針〕

○病院指定等の推薦手続に係る都道府県への事前連絡を毎年8月末までに実施

（5）農林水産省

〔中小企業等協同組合法〕

○事業協同組合等の設立認可権限等を、都道府県に移譲

〔中小企業団体組合法〕

○商工組合等の設立認可権限等を、都道府県に移譲

〔資源有効利用促進法〕(再掲)

〔容器包装リサイクル法〕(再掲)

〔食品リサイクル法〕(再掲)

（6）経済産業省

〔省エネ法〕

○事業者から国への定期報告について、都道府県内の事業者の実態及び都道府県別のエネルギーの消費実態を都道府県に情報提供

〔資源有効利用促進法〕(再掲)

〔小規模事業者支援法〕

○経営発達支援計画の認定申請期間終了後、速やかに都道府県に意見照会し、十分な照会期間を確保

○認定を受けた団体への補助について、都道府県に情報提供

〔容器包装リサイクル法〕(再掲)

〔家電リサイクル法〕

○家電の再商品化等を行う工程に係る情報等を関係地方公共団体に通知、国及び地方公共団体が行政処分等の情報を共有する仕組みを構築

〔食品リサイクル法〕(再掲)

〔自動車リサイクル法〕

○使用済自動車の再資源化等について、国、地方公共団体等の情報共有を推進

〔再生可能エネルギー特別措置法〕

○発電の認定申請情報の地方公共団体への提供等及び他法令を遵守しない事業者への措置に係る制度等の見直し

〔小型家電リサイクル法〕

○小型家電の再資源化を行う工程に係る情報等を関係地方公共団体に通知、国及び地方公共団体が行政処分等の情報を共有する仕組みを構築

〔産業競争力強化法〕

○都道府県等と施策や案件等の情報共有を促進するよう、中小企業再生支援協議会に通知

○創業・第二創業促進補助金について、都道府県の担当者が地域審査会に参加できる旨などを通知

〔中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業〕

○よろず支援拠点と都道府県等との定期的な意見交換の仕組みを構築

（7）国土交通省

〔国際観光ホテル整備法〕

○ホテル・旅館の登録制度の在り方を検討・結論(28年中)

〔資源有効利用促進法〕(再掲)

〔食品リサイクル法〕(再掲)

（8）環境省

〔自然公園法〕

○国立公園の特別地域内における迷惑行為への指示は都道府県の職員も可能である旨を通知

〔資源有効利用促進法〕(再掲)

〔容器包装リサイクル法〕(再掲)

〔家電リサイクル法〕(再掲)

〔食品リサイクル法〕(再掲)

〔自動車リサイクル法〕(再掲)

〔小型家電リサイクル法〕(再掲)

都道府県から市町村

（1）内閣府

〔認定こども園法〕

○幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等権限を指定都市へ移譲する方向で検討・結論(28年中)

（2）消費者庁

〔食品表示法〕

○事業者に対する指示等について、より一体性のある執行体制の構築を支援、実施主体の在り方を検討・結論(32年中)

（3）文部科学省

〔認定こども園法〕(再掲)

（4）厚生労働省

〔医療法〕

○診療所に係る病床設置許可権限等を指定都市へ移譲

〔介護保険法〕

○介護支援専門員に対する指導監督事務の市町村への付与・移譲を検討・結論(28年中)

〔高齢者居住安定確保法〕

○高齢者居住安定確保計画の策定権限を市町村へ移譲

〔障害者総合支援法〕

○事業者の業務管理体制の整備等に関する届出受理等を中核市に移譲する方向で検討・結論(28年中)

〔認定こども園法〕(再掲)

（5）農林水産省

〔食品表示法〕(再掲)

（6）経済産業省

〔工場立地法〕

○工場の緑地面積率条例制定権限等を町村へ移譲

〔中心市街地活性化法〕

○大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定について、事務処理特例制度を活用できる旨を通知、中核市の意向等を確認

（7）国土交通省

〔土地区画整理法〕

○指定都市施行事業の事業計画に係る利害関係者からの意見書の付議先について都道府県都計審から指定都市都計審への見直しを検討・結論(28年中)

〔都市計画法〕

○国道又は都道府県道と市町村道からなる都市計画道路を変更する際の都市計画決定権者を明確化

〔高齢者居住安定確保法〕(再掲)

義務付け・枠付けの見直し等

（1）内閣官房

〔まち・ひと・しごと創生法〕

○広域連合が地方版総合戦略を策定可能である旨を通知

（2）内閣府

〔災害救助法〕

○住宅の応急修理について、件数が著しく多数の場合は手続の簡略化が可能である旨を明確化

〔児童福祉法及び認定こども園施設整備交付金〕

○幼保連携型認定こども園整備に係る交付金について、事務手続の簡素化を図る方向で検討・結論(27年度中)

〔災害対策基本法〕

○災害時における放置車両の移動等に係る措置の拡大
○大規模災害発生時の外国人医師の受入れプロセスについて検証・結論(28年中)

〔子ども・子育て支援法〕

○病児保育事業について、一定の場合は看護師等の常駐を要件としないなどの柔軟な対応が可能である旨を実施要綱等で明確化

〔マイナンバー法〕

○学校保健安全法による医療費援助に係る事務処理において情報連携を行う特定個人情報の追加

（3）警察庁

〔銃刀法〕

○ライフル銃の所持許可の対象となる認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に派遣労働者が該当し得る旨を通知

〔道路交通法〕

○交通規制の実施を要請した市町村等と十分な意思疎通を図るとともに、必要な交通規制を迅速に実施することが望ましい旨を周知

（4）総務省

〔学校教育法及び地方独立行政法人法〕

○公立大学法人による大学附属の学校の設置を可能に

〔地方自治法〕

○地方公共団体の貸付金に係る違約金の収納を私人委託の対象とすることを検討・結論(28年中)

〔地方財政法〕

○地方債の発行に関する届出制度の対象を拡大

〔消防法〕

○過疎地域等において必要な救急体制を確保できるよう、救急隊の編成の基準について検討・結論(27年度中)

〔地方税法〕

○個人住民税に係る市区町村から都道府県への徴収引継特例の対象範囲を拡大

○ふるさと納税について、マイナンバー制度を活用した事務の簡素化の検討の進捗状況等に関して地方公共団体に情報提供

〔離島、山村、半島、過疎各法〕

○今後、同一年度に複数計画を策定する際、記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を通知

〔地方独立行政法人法〕

○公立大学法人による設立団体以外からの長期借入金等を可能に

〔統計法〕

○国勢調査の調査区境界は自治会境界に基づく変更が可能である旨を明確化

〔マイナンバー法〕(再掲)

〔語学指導等を行う外国青年招致事業〕

○外国語指導助手の活用状況調査の結果を踏まえ、任用期間延長も含めて検討・結論(28年度中)

〔緊急消防援助隊設備整備費補助金〕

○補助金交付決定後の入札による補助金額の減額は、都道府県知事による処理が可能である旨を通知

〔連携中枢都市圏構想推進要綱〕

○対象となる都市圏の条件を検討・結論(27年度中)

（5）外務省

〔語学指導等を行う外国青年招致事業〕(再掲)

（6）文部科学省

〔学校教育法〕

○高等学校卒業程度認定試験を国が実施する方向で検討・結論(28年中)

○通級指導の対象に知的障害を加えることを実践研究を踏まえ検討・結論(31年度中)

○公立幼稚園と保育所の複合施設の運営を社会福祉法人等に委ねるには、公私連携幼保連携型認定こども園の活用が可能である旨を通知

〔学校教育法及び地方独立行政法人法〕(再掲)

〔児童福祉法及び認定こども園施設整備交付金〕(再掲)

〔離島、山村、半島、過疎各法〕(再掲)

〔学校保健安全法〕

○医療機関への委託により学校医と同様の職務を行わせることが可能である旨を通知

〔地方独立行政法人法〕(再掲)

〔マイナンバー法〕(再掲)

〔語学指導等を行う外国青年招致事業〕(再掲)

〔高等学校等修学支援事業費補助金〕

○高校生等奨学給付金を保護者等の住所地ではなく、生徒が在籍する学校がある都道府県から給付する制度に変更することについて検証・結論(29年度中)

（7）厚生労働省

〔健康保険法〕

○入院中の障害者に対する意思疎通支援者の付添いが可能である旨の明確化を検討・結論(28年中)

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（案）（事項概要 2 / 2）

義務付け・枠付けの見直し等

〔予防接種法〕

○施設入所児童等の保護者が行方不明等の場合に、施設長等が親権を行使して予防接種の実施に同意できる旨を通知

○施設入所児童等の保護者の行方は分かるが連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無が確認できない場合に、施設長等の同意により予防接種の実施を可能に

〔旅館業法〕

○移住希望者の空き家への短期居住について、旅館業法の適用を受けない要件を明確化

○地域協議会等が実施する教育旅行等における宿泊体験について、旅館業法の適用を受けない要件を明確化

○農林漁業体験民宿の客室面積要件を農林漁業者以外の者が自宅で営む場合についても緩和し、空き家で営む場合についても検討・結論(28年中)

〔旅館業法及び産後ケア事業〕

○産後ケア事業について、ガイドラインの策定に向けて事業内容の明確化、衛生管理の方法等を検討・結論(28年度中)。その状況に応じ、旅館業法等との関係を検討・結論

〔保健師助産師看護師法〕

○助産学実習中の分べん取扱件数について、九回を下回った場合には指定規則に定める要件に満たないと判断される旨を通知(27年度中)

〔生活保護法〕

○金銭管理支援を自立支援プログラムに位置付けて実施することで電気代等の支払に係る効果的な支援が可能である旨を明確化

○要保護者の資産・収入等に関する調査について、雇主等に対する協力要請を検討・結論(28年中)

○費用返還義務に係る債権の管理の在り方を、生活保護制度の見直しに併せて検討・結論

○費用等の徴収に係る債権は、破産法の免責許可の効力が及ばない旨などを通知

○費用返還請求が速やかにできるよう、日本年金機構等に対する年金関連情報の照会事務の円滑化の方策を検討・結論(28年中)

〔社会福祉法〕

○地方社会福祉審議会において精神障害者福祉についても議論を可能に

〔離島、山村、半島、過疎各法〕(再掲)

〔水道法〕

○小規模な給水区域の拡張による水道事業変更について、一定の要件を満たす場合には水需要予測を簡素化

〔災害対策基本法〕(再掲)

〔老人福祉法〕

○軽費老人ホームのサービス提供に係る利用者からの徴収額の在り方を検討・結論(28年度中)

〔母子及び父子並びに寡婦福祉法〕

○ひとり親が就職に有利な資格を取得することを支援する高等職業訓練促進給付金の機能の充実を検討・結論(28年度予算編成過程)

〔農村地域工業等導入促進法〕

○人口要件を緩和

〔看護師等人材確保促進法〕

○看護師等の離職時等の届出制度の周知・広報の徹底

〔介護保険法〕

○特例居宅介護サービス費等の支給対象地域の見直しを促進。指定訪問看護ステーションのサテライトは、柔軟な指定が可能である旨を周知

○高齢者等が一般住宅等に移住した場合の介護給付費の財政調整について、調整交付金の在り方を検討・結論(28年中)

○将来において食事の提供等を行うことを取り決めているサービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当し、住所地特例の適用対象となる旨を周知

○障害者支援施設等へ入所していた者への住所地特例の適用について実態等を踏まえ検討・結論(28年中)

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護報酬について、30年度予定の改定に向けて検討・結論

〔障害者総合支援法〕

○市町村等の指導検査事務の一部の法人への委託を可能に

○障害支援区分の認定に必要な医師意見書を作成する医師を確保するため、都道府県的主治医研修を引き続き支援し、取組事例を周知

○特例介護給付費等の支給に関して行う基準該当事業所の認定等は、障害者が居住する市町村のみならず事業所が所在する市町村も行うことが可能である旨を周知

○卒業後に就労継続支援B型事業の利用を希望する特別支援学校高等部の生徒に、在-school内で就労アセスメントの実施が可能である旨を改めて周知

○施設外就労の達成度評価に係る日数要件の緩和を30年度の報酬改定に向けて検討・結論

〔子ども・子育て支援法〕(再掲)

〔マイナンバー法〕(再掲)

〔難病法〕

○患者が受給者証記載の指定医療機関以外で診療等を受けた場合であっても、当該患者の事情に応じて特定医療費の支給が可能である旨を通知

○受給者証の交付申請時の添付書類の削減、指定医療機関の名称等の記載の廃止など、交付に係る事務負担の軽減を検討・結論(28年中)

〔労使関係総合調査事業〕

○労働組合基礎調査について、オンライン回答率が高い都道府県の取組事例を通知

〔認知症初期集中支援推進事業〕

○認知症初期集中支援チームの医師要件について、チーム設置状況を調査し必要な措置。市町村内に要件を満たす医師がいない場合のチーム設置に係る取組を周知

(8) 農林水産省

〔土地改良法〕

○施設更新事業について、同意徴集手続の省略が可能となる場合の留意点を通知

〔漁業法及び水産資源保護法〕

○届出漁業の操業に係る提出書類の簡素化

○内水面漁業調整規則改正に係る事務について、認可の際の留意点を通知

〔農林水産業施設復旧暫定措置法及び激甚災害法〕

○補助率の嵩上げ申請に必要な書類を明確化

〔森林法〕

○保安林の解除に係る農林水産大臣への協議について、同意を要しない協議に見直し

〔農地法〕

○農地転用許可の申請書に添付する書類を明確化

〔離島、山村、半島、過疎各法〕(再掲)

〔漁業近代化資金融通法〕

○都道府県の利子補給に係る漁業近代化資金の法定上限超過の可否を都道府県が判断する仕組みに見直し

〔農業振興地域の整備に関する法律〕

○山林原野化した非農地は5年に一度の基礎調査を行うことなく農用地区域からの除外が可能である旨を通知

○市町村条例に基づく地域の農業の振興に関する計画で設置できる施設を明確化

○農業用施設は予め農用地区域に編入しなくても設置が可能である旨を通知

〔卸売市場法〕

○中央卸売市場の再編基準を見直す方向で検討・結論(27年度中)

○中央卸売市場内で禁止される仲卸業者による恒常的な小売活動を明確化

〔農村地域工業等導入促進法〕(再掲)

〔林業・木材産業改善資金助成法〕

○毎年度、都道府県が大臣に提出している月別資金管理計画書を廃止する方向で検討・結論(27年度中)

〔沿岸漁業改善資金助成法〕

○毎年度、都道府県が大臣に提出している月別資金管理計画書を廃止する方向で検討・結論(27年度中)

〔持続農業法〕

○環境と調和のとれた農業生産の確保を図るため、持続性の高い農業生産方式に係る技術について、追加する方向で検討・結論(27年度中)

〔農地中間管理機構法〕

○農用地利用配分計画へ添付する全部事項証明書を廃止

〔土地改良事業関係補助金〕

○経費の額の変更について、大臣承認が不要な場合を追加する方向で検討・結論(28年中)

〔林業関係事業補助金〕

○工事の早期着手に係る手続を周知し、毎年度可能な限り早期に交付決定を実施

〔鳥獣被害防止総合対策交付金〕

○現地確認者について、鳥獣被害対策実施隊員も含まれる旨を通知

○地域協議会の構成員が実施する活動も事業対象に含まれる旨を明確化

〔森林・林業再生基盤づくり交付金〕

○木材調達と施設建設とを分離発注する場合の具体的方法を通知

〔水産多面的機能発揮対策交付金〕

○毎年度可能な限り、地方の実態を勘案した支払計画を策定

〔多面的機能支払交付金〕

○地方の取組状況等を踏まえ第三者委員会から意見聴取を行い必要な見直しを検討

〔補助事業等により取得した長期利用財産の処分〕

○提出書類が必要最小限のものとなるよう、長期利用財産処分報告書の記載事例を通知

(9) 経済産業省

〔高圧ガス保安法〕

○コールドエバポレータについて、製造・貯蔵の届出を同時に行う場合の添付書類を省略

〔高圧ガス保安法及びLPガス法〕

○新型バルクローリについて、2法の許可を同時申請する場合の添付書類を省略、手数料を条例で定めることが可能である旨を通知

〔離島、山村、半島、過疎各法〕(再掲)

〔商標法〕

○地域団体商標の審査において行う都道府県内の周知性に係る照会を、出願人が所在する都道府県以外に廃止

〔農村地域工業等導入促進法〕(再掲)

〔計量法〕

○地方公共団体の負担軽減に資するよう、非自動はかりの定期検査について、指定定期検査機関を指定した事例を周知

○特定市町村の負担軽減に資するよう、基準分銅について、地方公共団体間で貸し借りを行っている事例を周知

(10) 国土交通省

〔砂防法〕

○砂防事業における構造協議について、必要な資料を明確化

〔水防法〕

○水防団員が、消防団員の身分を有すること等により、大規模災害時における「救助に関する業務」を行うことが可能である旨を通知

〔建築基準法〕

○建築主事を置く市町村等の公共建築物について、定期点検の対象の限定を可能に

〔港湾法〕

○国有港湾施設を目的外使用する場合の国への承認申請の可否の判断に資する例示を通知

〔公営住宅法〕

○公営住宅の非現地における建替え等の方策について、総合的に検討・結論(28年中)

○公営住宅入居者の毎年度の収入申告について、認知症患者等の収入申告方法を拡大(29年通常国会に法案提出)

○公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準について、地域の実情を反映する方向で検討・結論(28年中)

〔気象業務法〕

○火災と津波のサイレンの重複に係る留意点を通知、住民の意向等を踏まえた対応を検討・結論(28年中)

〔旅行業法〕

○地域限定旅行業の業務範囲、営業保証金の供託義務・額、旅行業務取扱管理者の資格要件を検討・結論(28年中)

〔離島、山村、半島、過疎各法〕(再掲)

〔都市公園法〕

○都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合に係る基準(百分の五十)を弾力化するための具体的な制度設計を検討・結論(28年中)

○条例で定める仮設の物件等に係る占用期間を延長

〔駐車場法〕

○路外駐車場に関し、児童公園の取扱いを周知、換気装置の基準を緩和

〔災害対策基本法〕(再掲)

〔河川法〕

○流水占用料等の徴収方法について、条例により複数年度分を一括で徴収することを可能に

〔地方住宅供給公社法〕

○公社賃貸住宅の賃借人の資格に「学校法人」を追加

○公社賃貸住宅の賃借人に係る保証人規定を廃止

〔都市計画法〕

○開発許可に係る公園等の設置に関する下限面積基準について、一定の範囲で条例で規定を可能に

○市町村の都市計画変更における軽易な変更とされる事項を追加

○町村の都市計画決定等に係る知事同意協議について協議の留意事項の定着状況を踏まえ、同意の廃止を含め検討・結論(30年中)

○開発許可に係る緩衝帯の設置基準を適用しないことも可能である旨の明確化を検討・結論(28年中)

〔農村地域工業等導入促進法〕(再掲)

〔国土利用計画法〕

○土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の在り方を検討・結論(28年中)

〔社会資本整備総合交付金〕

○社会資本整備総合交付金の対象となる下水道事業について、手続の簡素化が可能である旨を通知

〔連携中枢都市圏構想推進要綱〕(再掲)

(11) 環境省

〔離島、山村、半島、過疎各法〕(再掲)

〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律〕

○官民連携(PPP)等を活用した一般廃棄物処理業の委託について、運用を明確化

〔水質汚濁防止法〕

○総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議について、同意を要しない協議に見直し

〔瀬戸内海環境保全特別措置法〕

○汚水等を排出する特定施設の設置の許可に係る規制の在り方を検討・結論(改正法施行後5年内目途)

〔原子力災害対策特別措置法〕

○安定ヨウ素剤の事前配布に係る住民への説明会を省略できる場合を明確化

〔浄化槽市町村整備推進事業〕

○共有浄化槽を設置する場合の国庫補助対象とする要件を緩和